

医療的ケア児の災害時支援について【補足】

堀口 里奈

人工呼吸器などの医療的ケアが必要な人たちは、停電・浸水等により医療機器の電源が確保できなくなった場合、生命の維持に支障をきたします。富山県は全国的に見て自然災害が少ない県ですが、災害時に当事者およびその保護者（支援者）が落ち着いて行動をとることができよう、災害時の個別避難計画を策定後、その計画に基づき**避難訓練を実施**願います。

具体的な災害時の医療的ケア児（者）及び家族への必要な支援について：

1. 関係機関や地域の支援者との連携

大規模災害時には、医療的ケア児（者）がいるご家族が自力で指定避難所に赴くことが困難な状況が予測されるため、移送手段の確保や受け入れ態勢について、平常時から関係機関（行政・医療・福祉・保健）及び地域の支援者（民生委員やご近所さん等）と検討しておくことが望ましいと考えております。

2. 医療的ケア児（者）に合った避難所の開設

医療的ケア児（者）は、感染症予防・衛生面の確保・事故防止の観点から、ニーズに合った非常用発電機を有する避難所または、あらかじめ登録している病院等へ避難できるシステムの確立を早急をお願いいたします。

3. 個別の避難手順書(フローチャート)の作成



ご存じの通り、医療的ケア児（者）は避難方法の個別性が高く、持ち出し品（人工呼吸器・吸引器・加温加湿器など）も多いため、普段から災害を想定した準備が必要となります。個別避難計画が個別性、実用性のある計画となるように、家族や関係機関との共有をお願いいたします。また、左記のような個別の避難手順書を作成していただき、持ち出し品チェックリストと共にベツトわきに常備出来るような仕組みも考えていただきたく宜しくお願いいたします。

※左記チャート参照 URL を下記に示します。

<https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2022031000024/files/iryoutekikeazihenosaigaisienn.pdf>

4. 各市町村ごとに医療機器を使用している医療的ケア児（者）の実態把握

以上